

平成 30 年度大村市職員採用試験案内

求める人財(目指すべき職員像)

- 1 責任感を持ち、公正な職務遂行により市民の信頼に応える職員
- 2 環境の変化に柔軟かつ的確に対応できる職員
- 3 市役所内外の様々な関係者と協力して課題の解決に取り組む職員
- 4 組織力の向上に努める職員
- 5 職務の効率的かつ効果的な遂行に取り組む職員

大村市では、市民の福祉向上及び市勢の発展に寄与するため、目指すべき職員像を定めています。職員採用においても、共にこの職員像を目指す人財を求めます。

1 受付期間 平成30年7月20日(金)～平成30年8月20日(月)

2 第一次試験 期日 平成30年9月16日(日)

会場 大村市コミュニティセンター(大村市幸町25番地33)

大村市役所(大村市玖島一丁目25番地)

※会場は、試験職種によって異なります。詳細は、受験票送付時にお知らせします。

3 試験職種等

| 試験区分 | 試験職種 | 受験資格 | 採用予定数 | 職務内容 |
|--------|---------|---|-------|---------------------|
| 大学卒業程度 | 行政(教養) | 平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 | 10名程度 | 一般行政事務 |
| | 行政(SPI) | | | |
| | 行政(司書) | 昭和49年4月2日以降に生まれた人で、次の要件を全て満たす人 (1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第5条第1項に規定する司書(同法第4条第2項に規定する司書をいう。以下同じ。)となる資格を有する人 (2) 図書館法第2条第1項に規定する図書館において、司書としての実務経験が直近7年中1年以上ある人(平成30年7月31日現在) | 若干名 | 図書館における司書の業務、一般行政事務 |
| 高校卒業程度 | 土木 | 平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく学校又はこれと同等と認める学校において土木に関する課程を専攻して卒業した人(平成31年3月31日までに卒業見込みの人を含む。) | 若干名 | 土木についての専門技術の業務等 |
| | 一般事務 | 平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 | 若干名 | 一般行政事務 |
| 高校卒業程度 | 初級土木 | 平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、学校教育法に基づく学校又はこれと同等と認める学校において土木に関する課程を専攻して卒業した人(平成31年3月31日までに卒業見込みの人を含む。) | 若干名 | 土木についての専門技術の業務等 |

※ 採用予定数は、変更する場合があります。

※ 「試験区分」とは、試験で必要とする学力の目安を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

4 注意事項

- (1) 試験職種は、一つだけ申込みができます。なお、申込受付後の試験職種の変更はできません。
- (2) 受験申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- (3) 受験資格の確認のため、以下の書類を提出していただきます。なお、受験資格を有することが確認できない場合は、合格を取り消します。
 - ア 行政(司書)・・・司書の資格を有することが確認できる単位取得証明書等【第一次試験合格後】、職歴証明書等の実務経験が確認できるもの【最終試験合格後】
 - イ 土木、初級土木・・・卒業証明書その他の学校教育法に基づく学校又は市長がこれと同等と認める学校において土木に関する課程を専攻して卒業したことの分かるもの【最終試験合格後(卒業見込みの者は卒業後)】
- (4) 資格加点を申し込む場合は、「5 試験の種目、内容等」の別表2に定める加点対象の資格等が確認できるものを、受験申込時に提出していただきます。
- (5) 受験資格の実務経験については、以下のとおりとします。
 - ア 「直近7年中」とは、平成23年8月1日から平成30年7月31日までとします。
 - イ 司書としての実務経験の期間には会社員、国家公務員、地方公務員、団体職員等(アルバイト、契約社員等を含む。)として、1週間につき30時間以上の勤務を1年以上継続した期間を計上することができ、その期間が複数の場合は通算することができます。
ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴の期間に限りません。
 - ウ 実務経験の期間には、連続1か月以上の休業期間は通算できません。ただし、育児休業期間は通算できます。
- (6) 採用するまでの間に、採用するにふさわしくない非違行為等が判明した場合は、採用しません。

※ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の欠格条項に該当する者
 - ・成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・大村市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験の種目、内容等

試験は第一次試験、第二次試験及び第三次試験とし、第二次試験は第一次試験合格者について、第三次試験は第二次試験合格者について行います。なお、第二次試験以降においては、受験申込書等の内容を参考に面接試験を行います。

| 試験の種目 | | 試験職種 | 試験の内容 |
|-------|-------|--|---|
| 第一次試験 | 教養試験 | 行政(教養) 行政(司書) 土木 一般事務 初級土木 | 公務員として必要な一般的知識及び知能についての択一式による筆記試験 |
| | SPI3 | 行政(SPI) | 職務遂行に共通して求められる基礎的な能力検査及び性格検査 ※ 性格検査の結果は、第二次試験以降の面接の参考にします。 |
| | 適性検査 | 全職種 | 職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる検査 |
| | 論作文試験 | 行政(教養) 行政(SPI) 行政(司書) 一般事務 | 職務遂行に必要な思考力、判断力、構成力等についての論作文試験 ※ 論作文試験は、第二次試験の評定に使用します。ただし、所定の文字数に達していない場合は、第一次試験は、不合格となります。 |
| | 専門試験 | 土木 初級土木 | 職務遂行に必要な専門的知識、技術等の能力についての択一式による筆記試験 (出題分野は、別表1のとおり) |
| | 資格加点 | 全職種 | 別表2の加点対象の資格等を有する場合は、同表に定めるところにより加点します。 |

| 試験の種目 | | 試験職種 | 試験の内容 |
|-------|-------|-------------------------------------|---|
| 第二次試験 | 面接試験 | 全職種 | 人柄等についての面接による試験 |
| | 論作文試験 | 行政(教養) 行政(SPI) 行政(司書) 一般事務 | 職務遂行に必要な思考力、判断力、構成力等についての論作文試験 ※ 第一次試験で実施したものを採点します。 |
| | | 土木 初級土木 | 職務遂行に必要な思考力、判断力、構成力等についての論作文試験 |
| 第三次試験 | 面接試験 | 全職種 | 人柄等についての面接による試験 |
| | 身体検査 | 全職種 | 胸部疾患の有無等職務遂行に必要な健康度の検査（指定する医療機関で受診した健康診断書の提出を求め、身体検査に代えます。） |

別表1 【専門試験出題分野表】

| 試験職種 | 出題分野 |
|------|---|
| 土木 | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）及び材料・施工 |
| 初級土木 | 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工 |

別表2 【加点对象の資格等】

| 加点对象となる試験職種 | 種別 | 加点对象の資格等（種別ごとにいずれか1つ） |
|-------------------------------------|------|--|
| 全職種 | 英語 | ① 実用英語検定1級又は準1級 ② TOEIC（IPテストを除く。）730点以上 ③ TOEFL（PBT）550点以上 ④ TOEFL（iBT）79点以上 ⑤ 国際連合公用語英語検定特A級又はA級 |
| 全職種 | 情報処理 | 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）に基づき経済産業省が認定する国家試験合格者（ITパスポート試験及び基本情報技術者試験合格者を除く。） |
| 行政(教養) 行政(SPI) 行政(司書) 一般事務 | 簿記 | 日商簿記検定1級又は2級 |
| 行政(教養) 行政(SPI) 行政(司書) 一般事務 | 福祉 | ① 社会福祉士 ② 精神保健福祉士 ③ 主任介護支援専門員 |
| 土木 | 土木技術 | ① 技術士（建設部門、上下水道部門又は総合技術監理部門に限る。） ② 土地区画整理士 |

※ 試験職種ごとの第一次試験の総配点を100点満点に換算した場合の換算後の総得点に5点（別表2の複数の種別の加点对象の資格等を有する場合は、8点）を加算します。

※ 採用後、加点对象の資格等に直接関係する配属先に配属されるとは限りません。

6 試験の日時及び発表

| 試験 | 日 時 | | | 発 表 |
|-------|---|----------------------------|---------------|---|
| 第一次試験 | 平成30年9月16日(日) 受付時間 9時00分～9時30分 着 席 9時40分 | | | 平成30年10月中旬に合格者の受験番号を市役所玄関前及び大村市のホームページに掲載するとともに、合格者には文書で通知します(不合格者には、通知しません。) |
| | 試験の種目 | 試験職種 | 時 間 | |
| | 教養試験 | 行政(教養)、行政(司書)、土木、一般事務、初級土木 | 10時00分～12時00分 | |
| | SPI3 | 行政(SPI) | 10時00分～12時00分 | |
| | 適性検査 | 全職種 | 13時05分～13時15分 | |
| | 論作文試験 | 行政(教養)、行政(SPI)、行政(司書)、一般事務 | 13時30分～14時30分 | |
| | 専門試験 | 初級土木 | 13時30分～15時00分 | |
| 土木 | | 13時30分～15時30分 | | |
| 第二次試験 | 平成30年11月上旬以降を予定しています。 (詳細については、第一次試験合格通知の際にお知らせします。) | | | |
| 第三次試験 | 平成30年11月下旬以降を予定しています。 (詳細については、第二次試験合格通知の際にお知らせします。) | | | |

7 受付期間及び申込方法

| | |
|------|--|
| 受付期間 | 平成30年7月20日(金)～平成30年8月20日(月) (日曜日、土曜日及び祝日を除く。) 受付時間：8時30分～17時30分 郵送の場合は、平成30年8月20日(月)までの消印があるものに限り受け付けます。 |
| 申込方法 | (1) 受験申込書に必要事項を記入の上、大村市人事課へ提出してください。 (2) 受験申込書を郵送する場合は、 簡易書留扱い にしてください。 (〒856-8686大村市人事課宛て(住所記載不要)) (3) 申込受付期間終了後に受験票を郵送します。 受験票が9月6日(木)までに到着しない場合 又は受験票を紛失し、若しくは破損した場合は、大村市人事課へ連絡してください。 (4) 受験票を受領したら、写真を受験票に貼ってください。写真は、帽子をかぶらないで正面から上半身を撮影したもの(申込前6か月以内に撮影した4cm×3cm程度のもの。白黒・カラーは問いません。)で、本人と確認できるものに限りです。 なお、試験当日、受験票に写真がない場合は受験できません。 |

8 採用予定日 平成31年4月1日

9 給 与 一般職の職員の給与に関する条例等の規定に基づき支給します。

10 試験結果の開示

合格発表の日から3か月間、採用試験の結果(受験者本人の順位、総合得点及び種目別得点)の開示請求を行うことができます。

開示を請求する場合は、受験者本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を持参の上、平日(日曜日、土曜日及び祝日以外の日)の8時30分から17時30分までに大村市役所総務部人事課へ受験者本人(代理人は、認めません。)が直接お越しください。

なお、電話による開示請求は、受け付けません。

11 その他

- (1) この試験において提出された書類は、一切返却しません。
- (2) 試験室内の室温の調整には留意しますが、空調の体感温度には個人差がありますので、温度調節のできる服装でお越しください。
- (3) 台風、地震等の非常時のお知らせ及び試験当日の注意事項がある場合には、大村市のホームページでお知らせしますので、確認してください。

12 問合せ

この試験に関するお問合せは、次のところへお願いします。

〒856-8686 長崎県大村市玖島一丁目 25 番地

大村市役所 総務部人事課 電話 0957-53-4111 内線 271

13 試験会場案内図

